

法務大臣殿

[写し：(財)矯正協会]

平成 19 年 6 月 吉日

犯罪被害者家族の会（ポエナ）

会長 小林邦三郎

(財) 矯正協会からの一部被害者団体への支援金に関して

私は池袋駅で見知らぬ犯人によって息子の命を奪われ、その後犯罪防止の為に親として 11 年間の長きに亘って闘ってまいりました。犯人を逮捕する一念で、誰に向かって「息子を返せ」と言ったことも無く、「犯罪防止」が[息子の命の代償]であると、供養のつもりで必死に耐えてきたのです。

日本の風土と文化が妨げとなり、嫌な思いをしたことも忘れることはできません。しかし「息子の命」が他人を想うことを教えてくれました。現在は素晴らしい仲間・支援者に会い、利害を超えて犯罪防止と被害者救済のために議論を尽くし、研究・活動が続けられることを深く感謝するとともに、今日、着実に法は改正、改善されつつあり、長年の主張が現実となっていくことを心から嬉しく思います。

私は昨年 1 月から (財) 矯正協会の一部犯罪被害者団体への支援金に関して、広く社会に公表することもせず、明確な主旨と基準を設けずに支給されていることに對し抗議してまいりました。17 年度に支給された支援金について国への返還と、18 年度分の凍結を依頼してきましたが、残念ながらそれも何の公表も無いまま支給されたのです。

17、18 年度分に対し、①どのような基準で、②誰が判断し、③どの団体に、④それぞれへの支給額を、⑤その目的と主旨を、明確にするよう回答を求めましたが、協会からは 17、18 年度分については一切明らかにすることができない旨の回答が返ってきました。この度 19 年度分に限り 3 団体への支給を公表しましたが、実は過去 3 年間は同一の団体であることが判明しています。私は以下、この一部被害者団体への支援金制度の中止を求め、広く皆様にご理解いただけますようお願いいたします。

記

1. (財) 矯正協会は受刑者の矯正の為の作業を目的として、裁判官 OB 等が設立した協会であり、その利益金は受刑者の更生のために使用されなければならない。
2. 犯罪被害者遺族は、受刑者の謝罪を拒み極刑を望むものが殆どであり、その心情は当然である。
更生の身でまだ汚れた段階の利益金を決して受け取ることはできないはずであり、国に返還すべきである。
3. 犯罪被害者等への賠償は加害者が行うことが原則である。しかし現状は殆ど実行されていない。
4. 重度の脳障害、重度の傷害、大黒柱を失い困窮する妻子等遺族の救済が先決であり、金銭を目的と受け取られかねない被害者の活動は行うべきではない。
5. 仮釈放の際には、受刑者は当面の生活費も必要とする。再犯を防ぐためにも貯えることの教育と指導が十分に為されなければならない。
6. 不特定多数の受刑者の刑務作業で得た利益金を、直接の係わりがない一部の犯罪被害者が受け取ることは人道上からも決して許されることではない。ましてや交通遺族が代表を務める団体に支給されていることは、関係者の倫理観の欠如に怒りを感じる。

以上